

住宅取得等資金の贈与税非課税措置の改正

(税理士法人タックス総研／小路 昌男)

コロナ過が続く中、ウッドショック、アイアンショック等の影響による住宅用資材や住宅価格の高騰により金銭面で住宅取得が困難な状況が続いている。贈与すると税金がかかるとお悩みの方もいると思います。住宅取得資金の贈与には以前から非課税の制度があります。今回は、改正された住宅取得等資金の贈与税非課税措置についてご紹介します。

改正前の制度の概要

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅の新築若しくは取得又は増改築等のために住宅取得等資金を贈与により取得した場合において、一定の金額までの贈与につき贈与税が非課税となる制度です。対象となる受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の子や孫などの直系卑属です。

今年度の改正点

①適用期限の延長

令和4年1月1日から令和5年12月31日まで2年延長されました。※改正点の適用は令和4年1月1日以後

②非課税限度額の見直し

| | | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|-------------------------------|-------------------|---------|
| 住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日 | 令和2年 4月 1日から 令和3年 12月31日まで | 契約の締結時期に かかわらず | |
| ①省エネ等住宅* | 新築家屋に含まれる消費税10% | 1,500万円 | 1,000万円 |
| | 上記以外(消費税8%・0%) | 1,000万円 | |
| ②上記①以外の住宅 | 新築家屋に含まれる消費税10% | 1,000万円 | 500万円 |
| | 上記以外(消費税8%・0%) | 500万円 | |

*省エネ等住宅:断熱等性能等級4以上、耐震等級2以上等に適合する住宅

③受贈者の年齢要件の引き下げ

成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月1日以降の贈与から受贈者の年齢が18歳以上に引き下げられました。

④中古住宅の要件の見直し

適用対象である中古住宅の築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることとされました。

※新耐震基準:登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます

今回は改正点を中心にご紹介しました。住宅取得をお考えの方は制度の利用を検討してみてはいかがでしょうか。制度の適用を受けるためには贈与税の申告が必要になりますし、合計所得金額の受贈者の要件等は従来通り必要になります。ご相談はお気軽に担当者等へご連絡ください。

青

青色申告者の現金出納帳の記帳方法について

(税理士法人タックス総研／吉田 茂広)

青色申告を選択し、会計事務所の社員から「現金出納帳をこれからつけてください。」といわれました。

Q1 現金出納帳をつける方法としては、

- ①手書きで現金出納帳をつける
- ②エクセルで現金出納帳をつける
- ③会計ソフト(弥生会計など)
コンピューターソフトでつける

どれが正しいのでしょうか？

正解はどれでもOKです



Q2 さて、現金出納帳の記帳するタイミングですが

- ①毎日、現金取引を記帳して、現金残高を照合する
- ②ひと月分を月末にまとめ記帳する
- ③会計事務所の社員の監査を受ける前に、何か月分かまとめて記帳する

これは、①が正解 ②が× ③が×です

現金出納帳は日々記帳・入力しなければいけません。②③でも、結果として出来上がる現金出納帳は①と同じように見えますが、毎日現金監査を行い日々記帳した現金出納帳こそが、正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に作成している帳簿ということが出来ます。すなわち、現金出納帳は、正しい青色申告をするためになくてはならない帳簿なのです。

青色申告特別控除について

1. 55万円の青色申告特別控除を受けるための要件は

- (1)不動産所得または事業所得を生すべき事業を営んでいること。
- (2)これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
- (3)(2)の記帳に基づく貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出する。

2. 65万円の青色申告特別控除を受けるための要件は

- (1)前記「55万円の青色申告特別控除」の要件に該当すること。
- (2)次のいずれかに該当していること。
 - イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
 - ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

青色申告者が青色申告特別控除を受けるためには、十分な注意が必要となります。

9月の税務・経営相談日

*当社では、無料で税務相談・経営相談を行っておりますので、税務相談に限らずいつでもお気軽にご相談下さい。また、お越しの際は電話でご連絡下さい。お待ちしております。

1 木 8 木 15 木 22 木 29 木



◆労働基準法情報

年次有給休暇の8割要件を計算する際のポイント

1. 8割要件の計算

8割要件を満たしているかの計算は、出勤率をもって判断します。この出勤率は、出勤日数(算定期間の全労働日のうち出勤した日数)を全労働日(労働義務が課せられている日のことで、就業規則等で定めた休日を除いた日数)で除して計算します。

出勤日数には、休日出勤した日は除く一方で、遅刻や早退があったとしても、その日は出勤しているため、含めます。

この出勤率を計算する際に、分母の全労働日から除外される日と、分子の出勤したものとして取り扱う日が定められています。全労働日から除外される日数には、以下のものがあります。

- ①使用者の責に帰すべき事由によって休業した日
- ②正当なストライキその他の正当な争議行為により労務が全くなされなかった日

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、会社独自の判断で従業員を休業させた場合は、①に該当し、休業させた日を全労働日から除外し、出勤率を計算します。



年次有給休暇(以下、「年休」という)の付与については、全労働日の8割以上出勤していることという要件(以下、「8割要件」という)がありますが、その計算の際に、会社の責に帰すべき事由によって休業した日や育児休業を取得した日等のイレギュラーについて、どのように計算すべきか判断に迷うことがあります。その実務上のポイントを確認します。

一方、出勤したものとして取り扱い、出勤率の計算の際に出勤日数および全労働日数に含めるものとしては、以下のものがあります。

- ①業務上の負傷・疾病等により療養のため休業した日
- ②労働基準法に規定する産前産後休業を取得した日
- ③育児・介護休業法に基づき育児休業または介護休業した日
- ④年次有給休暇を取得した日

例えば、算定期間においてすべて育児休業を取得していた場合、休業日数を全労働日に含み、出勤したものとして取り扱う日数にも休業日数を含むことから出勤率は10割となり、実際に勤務した日数がないとしても年休の付与を行います。

2. 特別休暇等の取扱い

会社独自の休暇である特別休暇や、育児・介護休業法による子の看護休暇・介護休暇を取得した日等については、法令での定めはないため、それぞれの会社で出勤率の計算の際にどのように取り扱うかを決めることになります。一般的には出勤したとみなして出勤率を計算する方法が多くみられます。

出勤率を計算した結果、8割要件を満たさなかった場合、その年については年休が付与されませんが、次の年に8割要件を満たした場合は、8割要件を満たさなかった年も勤続継続年数に含めて、付与日数が決まります。従業員にとって年休の付与や取得に対する関心は高いことから、誤りのないように管理しましょう。

12日(月) ●8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

30日(金) ●7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 ●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 ●1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
 ●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 ●消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
 (5月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉



楽しく！優しく！元気に！あなたの夢をサポートします！！

ヒューマン・サポート通信

No.161



経営支援 | 後継者育成支援 | WEB制作・更新 | 広告ツール制作 | 資産運用 | じぶん年金作り | メンタルサポート

社長の学びのための『社長の専門学校 富山分校』

教室はどこにあるの？

社長の専門学校には、教室はありません。ご自宅や会社からWEB上で講座を受講していただきます。教室に通う移動の手間がなく時間的有效的に使えるため、忙しい現代の経営者にピッタリの学習スタイルです！

社長の専門学校でできること

- 経営原則・経営実学・経営雑学の3分野の講座で幅広い経営知識を習得できる
- 特定のテーマを重点的に学べる分科会・セミナーに参加できる
- 日々の経営で困った時に専門家に相談できる

詳細は、紹介動画をご覧ください。



中小企業の経営者・後継者が
学び・集い・交わり・質問する場

社長の専門学校 富山分校開校！



今だけ

富山分校開校記念
キャンペーン実施中!!
← 詳細はこちらをご覧ください



紹介動画は
こちらから
←



〈ヒューマンスキルアップ〉メンタルサポート

社内研修やカウンセリングを導入し、社員の育成を見直したりメンタルヘルス対応に力を入れる企業が増えています。

弊社グループの税理士法人タックス総研でも、新入社員・一般職員・管理職に分けた階層別のメンタル研修を行っています。新入社員・一般社員の研修では主にモチベーション向上や目標達成について。管理職の研修では主に離職率低下や部下の力を引き出す関わりを学んでいます。個々のメンタル力を向上させる研修やカウンセリングを行うことで組織としての目標達成を支援します。人材育成や組織作りで疑問や解決したいことがあればご相談ください。



毎月3社限定 無料相談承ります

詳細は
こちら

[https://human-sp-mental.jp/
blog/19216](https://human-sp-mental.jp/blog/19216)



〈ポイントを押された高い採択率〉補助金申請サポート

エヌワンマネジメントグループ お客様限定

補助金活用サポート

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金

たくさんのお問い合わせ・ご依頼
ありがとうございました

申請サポート件数:28件
(ご相談件数:34件)

農業・飲食業・電気工事業・製造業・建設業・
美容業・酒類販売業・衣料販売業 など



引き続き他の補助金申請サポートは受付中です！

令和3年度 小規模事業者持続化補助金（一般型）

日本国内に所在する小規模事業者が対象です

●補助率:2/3 ●補助上限:50～200万円

第9回:9月20日(火) 第10回:12月上旬 第11回:2023年2月下旬

詳しくは弊社グループ担当者までお気軽にお問い合わせください

TEL 076-451-3312(平日9:00～17:30) 担当:見津(みつ)



エヌワンマネジメントグループ

<https://n-one.co.jp>



税理士法人 タックス総研

社会保険労務士法人 タックス労務管理事務所

エヌワン行政書士事務所

株式会社 ヒューマン・サポート

株式会社 トリニタスジャパン

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-8868 <https://www.ykc-g.com>

〒930-0997 富山市新庄北町24番25号 TEL 076-471-8860 <https://taxromu.com>

〒937-0807 魚津市大光寺1524-3 TEL 0765-33-5570

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-3312 <https://human-sp.net>

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-471-8856